

HOKKAIDO **NANPORO**

北海道南幌町

# 南幌流通団地のご案内



## 北海道南幌町

まちづくり課地域振興係

〒069-0292

北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

☎ **011-398-7021** (直通)

011-378-2121 (代表)

FAX 011-378-2131

Mail [tiiki@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:tiiki@town.nanporo.hokkaido.jp)

## 職住環境の確保及び提供により事業拡大 新たに進出を目指す企業をバックアップいたします



南幌町長  
大崎 貞二

- 都市近郊の町ならではの恵まれた立地優位性
- 充実した交通アクセス
- 企業進出に向けた優遇制度
- 移住、定住、子育て等支援の充実

本町は、肥沃で広大な田園風景のまちとして、基幹産業である農業を中心に、次世代に繋がる魅力あるまちづくりを進めていくため、「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」を目指し、邁進しております。

町内2か所にある工業団地は既に50社を超える企業に進出していただき、町民の雇用創出など、産業経済の発展が地域経済に寄与し、一步一步着実に発展してまいりました。

都市に隣接する恵まれた立地優位性、道央圏連絡道路(中樹林道路)の開通による新たな道路交通網の拡充を見据えて、北海道住宅供給公社所有地及び町所有地合わせて約29ヘクタールを南幌流通団地として整備しています。

南幌流通団地は職住近接のエリアとして、物流などの準工業用地及び民間賃貸住宅用地により雇用と住居の確保・提供をすることで、町内外からの定住に向けた取組みを促進し、更なるまちづくりの活性化を進めてまいります。

南幌流通団地の概要を紹介したこのパンフレットをご高覧のうえ南幌町へのご理解を深めていただければ幸いです。

### PROFILE

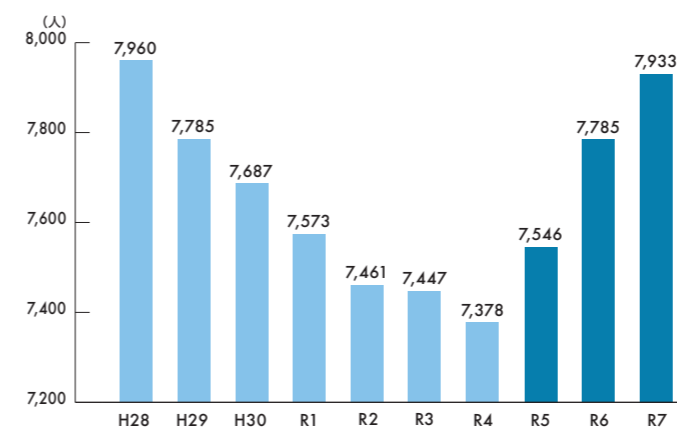
- 人口……8,036人(令和7年4月1日)
- 面積……81.36km<sup>2</sup>
- 世帯数……3,810戸(令和7年4月1日)
- 平均気温……8.9℃(令和6年)
- 生産年齢人口……4,340人(令和7年4月1日)
- 年間降雪量……377cm(令和6年)
- 教育・保育施設……南幌小学校、南幌中学校、南幌いちい保育園、認定こども園南幌みどり野幼稚園
- 主な観光施設……なんぼろ温泉ハート&ハート、ふるさと物産館ビューロー、三重湖公園キャンプ場

子ども室内遊戯施設はれっば、南幌リバーサイドゴルフ場

## 子育て世代を中心とした人口増加のまち 都市近郊の立地により豊富な人材・労働力を確保

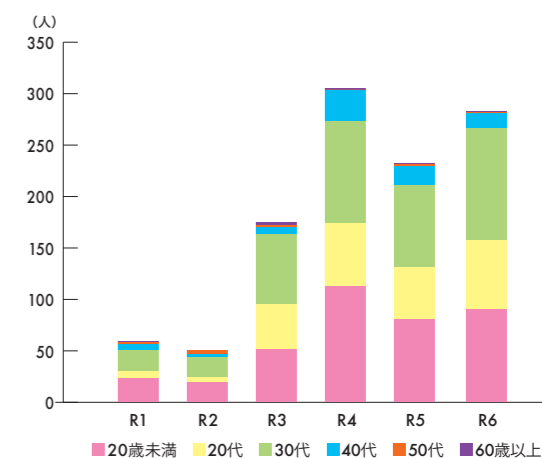
南幌町の人口は、平成10年に10,000人まで増加したものの、令和4年1月1日時点で7,378人まで減少しました。今後の人口減少に歯止めをかけるべく、子育て支援の取組みの拡充や移住促進施策等の効果が表れ、令和4年5月から人口増加に転じて以降、令和7年4月1日時点で8,036人となり、人口増加が続いています。総務省が公表した令和4年と令和5年の人口動態調査において、2年連続「日本人の人口増加数」が北海道の市町村で1位、「日本人の人口増加率」は全国の市町村で1位となりました。

■ 人口推移(H28~R7)



【資料】南幌町住民課(各年1月1日現在)

■ 移住者の年齢層(R1~R6)



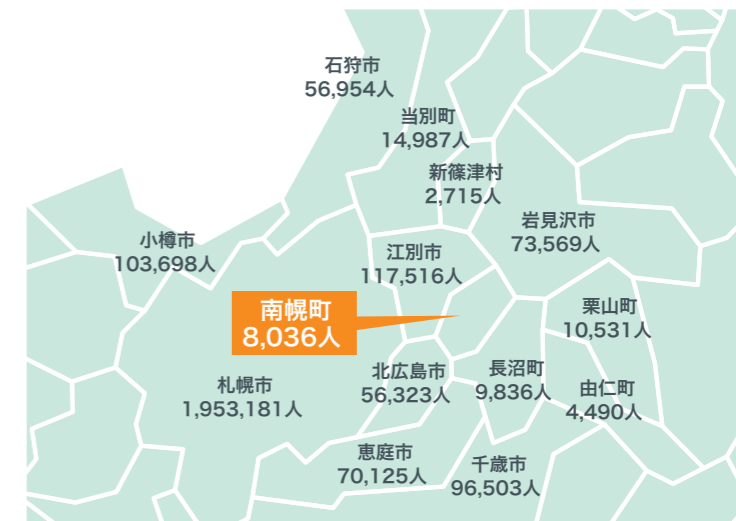
【資料】南幌町まちづくり課

## 通勤圏内の 周辺自治体人口は約250万人

南幌町は札幌市を始め、江別市、北広島市、岩見沢市、恵庭市、千歳市など道央圏の人口が集中しているエリアに位置しています。

通勤時間概ね1時間以内の周辺自治体の総人口は約250万人と、豊富な人材、労働力の確保が期待できます。

■ 南幌町周辺自治体の人口分布図



各市町村(令和7年4月1日現在)



## 都市近郊の暮らしやすさ 子ども達の笑顔と共に暮らすまち

南幌町は都市近郊に位置しながら、田園風景広がる自然豊かな住環境が魅力のまちです。

都会の利便性と田舎のゆったりとした空気を感じることができます。近年、子育て世代を中心とした移住者が増え、人口増加が続き、まちの注目度も上がり、商業施設や飲食店の出店により、暮らしの利便性が向上しています。



### 子育て世代 住宅建築費助成事業

南幌町で新築住宅を建築する子育て世代に対し、最大200万円を助成しています。併せて、みどり野団地の土地代が半額となるキャンペーンも実施中。夢のマイホーム建築を応援します。

### 子ども室内遊戯施設 はれっば

子ども達の笑顔を育む交流拠点として令和5年5月にオープン。ポーネルンドや東京おもちゃ美術館が監修した遊び場だけでなく、空知管内で初めとなる「ドールコーヒー」が出店するなど、人気スポットです。

### オンデマンド交通 あいるーと

AI配車システムを活用し、利用者の希望の時間と場所に応じて「ドアtoドア」で運行する新しい形の乗合い公共交通サービスです。

子どもから高齢者まで多くの方に親しまれ利用されています。

### 子育て支援事業

#### 子育て支援米

南幌町産のお米を中学生までの子ども1人につき年間10kg支給します。

#### 医療費の助成

0歳～高校生までの通院・入院にかかる医療費を全額助成します。

#### 高校生通学費助成

高校生の通学費等を月額最大12,000円(年額最大:120,000円)助成します。

### 医療・福祉施設



町立南幌病院



みどり野医院



特別養護老人ホーム南幌みどり苑

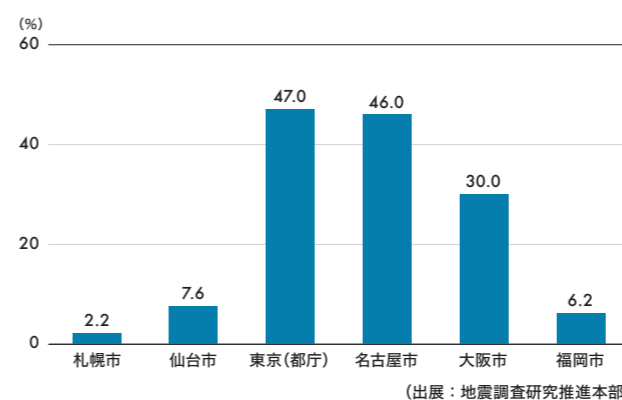


保健福祉総合センターあいくる

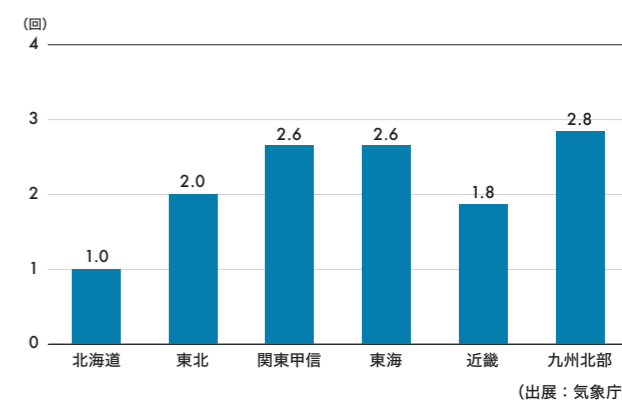
## 海もない山もない南幌町 低い自然災害リスクで安定した事業展開を

南幌町を含む札幌圏は大規模地震の発生率が低いと言われています。また、海も山もない南幌町は、地震による津波や大雨による土砂崩れなどの災害リスクもありません。四方を川に囲まれている町ではありますが、徹底した治水対策により、洪水になるリスクも著しく低く、安定した事業の実施が可能です。

### 今後30年間以内の震度6以上地震発生確率



### 年間台風接近数 (R2~R6平均)



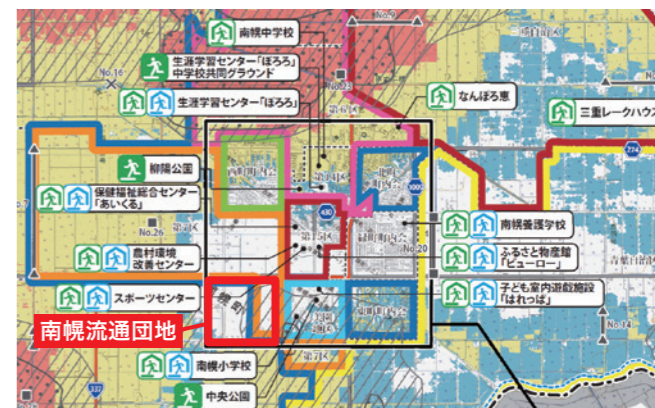
### 洪水のリスクが著しく低いエリア

右の洪水ハザードマップは、1,000年に1回程度起こる大雨により周囲の河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域を示したものです。

南幌流通団地は災害時に想定される被害の範囲や影響が少ないエリアとなっています。



洪水ハザードマップ



### 冬期間も安心な除雪体制

札幌圏のベッドタウンとして、町外に通勤される方が多い南幌町は、通勤に支障が無いように早い時間帯から除雪作業を開始します。除雪出動基準は、積雪概ね10cm以上で、通常午前7時までには除雪が完了します。

### 令和6年 年間降雪量の比較

南幌町	377cm
札幌市	398cm
岩見沢市	667cm



# 令和8年10月供用開始予定 職住近接・魅力的なアクセスの工業団地

令和8年10月の供用開始に向けて現在整備中の南幌流通団地は、近年移住者が増加しているニュータウンみどり野に近接しているため、職住近接による雇用者の確保も期待できます。また、道央圏連絡道路「南幌ランプ」から約700mに位置しているため、新千歳空港と石狩湾新港を繋ぐ道央圏連絡道路や全道各地に広がる高速道路との接続により、北海道内だけでなく、全国への事業展開に向けた拠点エリアとして魅力的なアクセスです。

## 南幌流通団地の概要

- 所在地 北海道空知郡南幌町南16線西10番地
- 団地面積 約28.9ha
- 分譲面積 約23.6ha
- 所有者 ▶北海道住宅供給公社(約14.9ha)  
▶南幌町(約8.7ha)
- 用途地域 準工業地域(地区計画あり)(建ぺい率60%、容積率200%)  
※「南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(令和5年南幌町条例第11号)により用途の制限を定めています。
- 道路 団地内道路幅員12m
- 上水 長幌上水道企業団
- 下水 南幌町公共下水
- 電力 北海道電力ネットワーク(株) ※供給電力事前協議が必要となります。
- ガス プロパンガス
- 通信 光回線サービス提供エリア内
- その他 土地所有者との契約となります(一部重複あり)

## 分譲の概要

- 分譲予定価格 10,000円/㎡(約33,000円/坪)
- 支払方法 土地売買契約締結時に一括払い(契約保証金の一部を充当)
- 保証金 土地売買代金の10%以上の額
- 申込資格等 公害の恐れのない企業で南幌流通団地供用開始後、土地売買契約締結の日から3年以内に指定用途に供すること
- 分譲主体 南幌町/北海道住宅供給公社

## 賃貸の概要

- 賃貸予定価格 月額55円/㎡(約200円/坪)
- 契約期間 原則10年、15年、20年の3区分
- 契約方法 公正証書による
- 保証金 10年(12ヶ月分)、15年(18ヶ月分)、20年(24ヶ月分)
- 借地権の種類 事業用定期借地権(借地借家法第23条)



## 既存工業団地 ※分譲地完売済

- 南幌工業団地 住所 南幌町南15線西22番地/南16線西22番地 面積 44.3ha
- 晩翠工業団地 住所 南幌町南10線西14番地/南11線西14番地 面積 42.7ha

## 進出企業一覧 (令和7年4月1日現在)

- |                  |                   |              |               |                |
|------------------|-------------------|--------------|---------------|----------------|
| <b>【南幌工業団地】</b>  |                   |              |               |                |
| ●アグリフォレストマシーン(株) | ●越浦パイプ(株)         | ●(株)筑水キャニコム  | ●(有)ハイダリー貿易   | ●北海道セキサン(株)    |
| ●アサヒブリテック(株)     | ●三基開発(株)          | ●TREガラス(株)   | ●(株)浜佐園       | ●北海道農販(株)      |
| ●(株)アシスト         | ●(株)サントラスト        | ●(株)輝建       | ●日立建機日本(株)    | ●(株)北海道ロードサービス |
| ●いすみ産業(株)        | ●ジャパンウェイスト(株)     | ●(株)クヤマ      | ●(株)ファクトリーライズ | ●(有)真下商店       |
| ●岩田地崎建設(株)       | ●(株)大伸            | ●(株)ニルス      | ●北海道産(株)      | ●明治商工(株)       |
| <b>【晩翠工業団地】</b>  |                   |              |               |                |
| ●曾澤高圧コンクリート(株)   | ●岡三リビック(株)        | ●(株)国土調査技研   | ●三共産業(株)      | ●トダテック(株)      |
| ●(株)いししい         | ●(株)オムニ商会         | ●(株)札幌サン物流産業 | ●嶋本運輸(株)      | ●日本ハム(株)       |
| ●伊並産業(株)         | ●上山試錐工業(株)        | ●札幌商販(株)     | ●(有)潤屋        | ●野幌煉瓦陶管(株)     |
| ●(株)ウレタン工業       | ●(株)旭清工業          | ●(有)札幌パイプ工業  | ●(有)札幌海林工業    | ●(株)東海林工業      |
| ●(株)H.F.T        | ●(株)グローバルエンジニアリング | ●(株)札幌麺匠     | ●ダイアックス(株)    | ●(株)北洋食産       |
| ●エコライン(株)        | ●(株)広教資材(株)       | ●札幌豊総合物流(株)  | ●大東工業(株)      | ●(有)北海道資源開発    |
| ●(株)オーイーエス       | ●宏陽(株)            | ●(株)サニサービス   | ●大北土建工業(株)    | ●マルエス三興鉄工(株)   |

※50音順

南幌町市街地



南幌流通団地



住宅団地 (みどり野きた住まいのヴィレッジ)



※上記の分譲予定面積は、工事完了後に測量を行い確定します  
 ※店舗…店舗併用住宅用地 民賃…民間賃貸住宅用地  
 ※民間賃貸住宅用地は最大8区画まで区割対応可能  
 ※店舗併用住宅用地は店舗③、④において各区画とも最大3区画まで区割対応可能  
 ※国道337号線、町道南16線及び町道西10号(青線箇所)から区画への取付道路の設置は原則行えませんのでご留意願います。

住宅等用地について

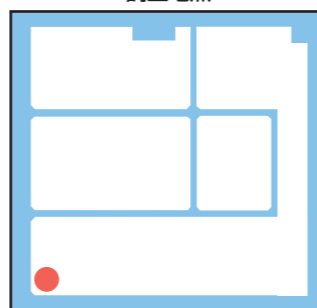
職住近接エリアの住宅等用地として、民間賃貸住宅用地4区画及び店舗併用住宅用地4区画を整備し分譲を行います。

- 分譲面積 1.55ha
- 分譲予定価格 14,000円/㎡
- 用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60% 容積率200%)
- 所有者 北海道住宅供給公社

※南幌流通団地に進出する企業が住宅等用地を同時に購入する場合の分譲予定価格は10,000円/㎡とします。

# 安全・安心な環境を提供するために 地質調査を実施しています

調査地点



標高 尺 (m)	層厚 厚 (m)	深度 度 (m)	柱状 状 図	土質 区 分	色調 調 度	相対 密 度	相対 稠 度	記 事	孔内 水位 (m) / 測定 月 日	標準貫入試験					
										深 度 (m)	10cmごとの 打撃回数 (回)	打撃回数 / 貫入量 (cm)	N 値		
1	8.30	1.60	1.60	盛土	暗褐 ~暗灰			0.00~0.35m 砂礫 0.35~0.5m シルト質砂~細砂 0.5~0.9m 火山灰 0.9~1.6m 礫混じりシルト φ10~40mmの礫・石炭片が混じる	5/31 12/20	0.65	2	2	2	6	6
2				腐植物混じりシルト	暗緑 ~暗灰			非常に軟らかい 粘性は強く粘土質 深度6.0m付近まで腐植物点在程度 深度6.0m以深泥炭質の腐植物が均 に混じる 含水は少ない		1.65	1	1	1	3	3
3				泥炭	黒褐			未分解の繊維質が主体で圧密されて いる 深度9.05m以深、分解やや進み薄層 のシルトを挟在する 含水は中位		1.95					
4				腐植物混じりシルト	暗灰			粘性は強い 泥炭質の腐植物が混入する 含水は少ない		3.15	1	1	2	2	1.7
5				シルト質砂	暗灰	緩い		粒子は細粒で均一 腐植物が点在する		3.50					
6				砂質シルト	暗灰			含水は少ない 細砂をシーム状に挟む		3.50					
7				シルト	暗灰			非常に軟らかい 粘性強い 全体的に均質で一定している		4.00	1	1	1	3	3
8	1.85	6.45	8.05							4.65	1	1	1	3	3
9				腐植物混じりシルト	暗灰			粘性は強い 泥炭質の腐植物が混入する 含水は少ない		4.95	1	1	1	3	3
10	-0.40	2.25	10.30	シルト質砂	暗灰			粒子は細粒で均一 腐植物が点在する		6.00					
11	-1.30	0.90	11.20	砂質シルト	暗灰			含水は少ない 細砂をシーム状に挟む		6.65	1	1	2	2	1.7
12	-2.10	0.80	12.00							7.00					
13	-2.80	0.70	12.70							7.65	1	1	1	3	3
14										8.00					
15										8.65	1	1	1	3	3
16										8.95	1	1	1	3	3
17										9.65	1	1	1	3	3
18										9.95					
19										10.65	1	1	1	3	3
20										10.95					
21										11.65	1	2	2	5	5
22										11.95	1	2	1	4	4
23										12.65					
24										12.95					
25										14.15	1	1	1	3	3
26										14.45					
27										14.85	1	1	2	2	1.7
28										15.00					
29										15.50					
30										16.85	1	1	2	2	1.7
31										17.00					
32										17.65	1	1	2	2	1.7
33										18.00					
34										18.50	1	1	1	3	3
35										19.00					
36										19.65	1	1	1	2	2
37										19.95	1	1	1	2	2
38										2	2	3	7		

孔口標高	H=9.90m	角 度	180° 上 90° 下 0°	方 向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 90° 水平 0°
総掘進長	40.00m	使用機種	東邦地下工機 D-1	ハンマー 落下用具	半自動落下		
		エンジン	ヤンマー製NFD-12	ポンプ	使用せず		

標高 尺 (m)	層厚 厚 (m)	深度 度 (m)	柱状 状 図	土質 区 分	色調 調 度	相対 密 度	相対 稠 度	記 事	孔内 水位 (m) / 測定 月 日	標準貫入試験				
										深 度 (m)	10cmごとの 打撃回数 (回)	打撃回数 / 貫入量 (cm)	N 値	
21		-10.70	0.40	20.60	火山灰質砂	暗褐		粒子は中~粗粒で不均一 草根・腐植物が混じる		20.65	2	2	3	7
22		-12.70	2.00	22.60	腐植土	黒褐	中位の	分解が進み含水少なく圧密されている 全体に細~中粒の火山灰が混じる		21.65	2	2	2	6
23		-13.20	0.50	23.10	シルト質砂	暗灰	中位の	粒子は微~細粒でローム質の火山灰 質砂		22.65	7	8	8	23
24					砂質シルト	暗灰	非常 に硬い	含水少なく硬質 腐植物が点在する 24.0m以深、シーム状に細砂の薄層 を挟む 25.25~25.35m、シルト質火山灰を 挟む		23.65	6	7	8	21
25		-15.45	2.25	25.35	細砂	暗灰	中位の	粒子は細~粗粒で不均一 深度26.10~26.30m、シルトを挟む 含水は多い		23.95	5	6	7	18
26		-16.70	1.25	26.60	砂質シルト	暗灰	硬い	含水少なく硬質 シーム状に細砂の薄層を挟む 27.0m付近から硬質シルトとの互 層状		24.95	9	8	4	21
27		-18.00	1.30	27.90	細砂	暗灰	非常に 密に密な	粒子は細~中粒でやや不均一 非常に密に締っている 含水は中位 29.50m以深、粗粒の火山灰の薄層を 挟む		25.65	4	4	6	14
28		-20.30	2.30	30.20	腐植土	黒褐	非常に 硬い	含水少なく圧密され硬質 全体に木片・火山灰の薄層を挟在す る		26.65	5	9	17	31
29		-21.50	1.20	31.40	シルト質粘土	黒褐 ~暗灰	硬い	31.40~31.60m、腐植土質シルトの 様相 粘性非常に強く含水低位 32.20m付近まで、5~10cmの薄層で 軽石を含む粗粒火山灰を挟在する 34.60m~砂質シルトの薄層を挟在す る腐植物が点在する		27.95	14	18	18	50
30		-26.40	4.90	36.30	礫混じり砂	暗灰	密な	粒子は細~中粒非常に密に締っている φ2~30mmの亜円・亜角礫5~10%混 じる 36.55~36.75m、シルト質砂細粒砂 を挟む 腐植物が点在する		28.65	12	14	15	41
31		-27.85	1.45	37.75	細砂	暗灰	中位の ~密な	粒子は均一で密に締っている 若干の粘性を有する 含水は中~やや多い		28.95	5	7	8	20
32		-29.20	1.35	39.10	火山灰質シルト	暗灰	非常に 硬い	粘性はやや弱く一定している 全体的に2~3cmの薄層で細粒火山灰 を挟在する 深度39.70~39.90m、微細粒のローム 質の火山灰 含水は少ない		30.65	5	5	4	14
33		-30.00	0.80	39.90	腐植土	黒褐		圧密され、分解が進んでいる		31.65	5	5	4	14
34		-30.10	0.10	40.00						31.95	3	4	4	11
35										32.65				
36										36.15	4	4	10	18
37										36.45	4	17	29	50
38										36.65				
39										36.95	8	6	7	21
40										37.65				
41										37.95	11	17	18	46
										38.65				
										38.95	9	9	9	27
										39.65				

## 南幌町の支援制度

### ■南幌町企業誘致促進条例に基づく支援

南幌町企業誘致促進条例に基づいて町内の工業団地などに工場等新設及び増設を行った時に定められた要件に該当すれば奨励金の助成を受けることができる制度です。

区分	対象業種	交付要件	補助対象	奨励内容		
				交付額	限度額	
事業用設備等整備奨励金			①町内に事業の用に供する工場等の新設、増設又は賃借により事業の操業を行うこと。 ②償却資産課税台帳に登録されている事業用設備等の取得価額合計額が3,000万円以上であること。	地方税法第341条第4項に規定する償却資産で償却資産課税台帳に登録されている事業の用に供すると認められた事業用設備等。	固定資産税課税標準額の20% (賃貸10%)	3,500万円
企業立地奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等の新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200㎡以上であること。	事業の用に供する工場等で杭打地業を行った建築物の基礎部分(杭打のみ)。	工場等の基礎部分(杭打のみ)の固定資産税課税標準額の相当額(賃貸70%)		1,000万円
雇用奨励金		工場等の新設、増設又は賃借による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上(南幌町在住者)採用した場合。	事業開始日の前90日から事業開始後90日までの間に常用雇用者として新たに雇用した南幌町内に居住する者。(雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続雇用されている者)	新規常用雇用者1人につき10万円を乗じた額		500万円

※用語の解説

- 「工場等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいいます。
- 「新設」とは、南幌町内に工場等を有しない事業者が、新たに町内に工場等を建設することをいいます。
- 「増設」とは、南幌町内に工場等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で新たに町内の用地を取得又は賃借により工場等を拡張することをいいます。
- 「賃借」とは、新たに建設された工場等を借り受けた場合をいいます。
- 「事業用設備等」とは、工場等の操業開始の日までに取得した所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産をいいます。
- 「常用雇用者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届け出を行い、同法第9条第1項の規定による確認を受けた者をいいます。
- 「新規常用雇用者」とは、新設、増設又は賃借した工場等の操業開始日前90日から操業開始後90日までの間に常用雇用者として新たに雇用した町内に居住する者(雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。)をいいます。

### ■南幌町工業振興促進条例に基づく支援

南幌町工業振興促進条例に基づいて町内の工業団地などに工業等施設等の新設又は増設を行った時に定められた要件に該当すれば固定資産税の免除・減免を受けることができる制度です。

対象業種	要件	内容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工業等施設の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する固定資産税から1～3年目:免除 4年目:40%減免 5年目:20%減免
上記以外	施設設備の投資額(土地を除く。)が5,000万円を超える場合かつ町長が産業振興上特に必要と認めた場合	

※用語の解説

- 「工場等施設」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設を行う施設をいいます。
- 「工業生産設備」とは、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産をいいます。(工場と密接不可分な事務所等を含む。)
- 「新設」とは、現に町内に工業等施設を有しない者が工業等施設を設置する場合または、既存の工業等施設を有する者が異種の工業等施設を設置する場合をいいます。
- 「増設」とは、既存の工業等施設を有する者が同種の工業等施設を設置かつ生産能力を増加する場合または、既存の工業等施設を有する者が工業の基幹生産設備を増設かつ機能を増加する場合をいいます。

## 札幌市の支援制度

### ■札幌圏設備投資促進補助金

【業種】製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業

【施設】対象施設:対象業種の試験・研究・開発施設、工場、物流施設、データセンター

重点施設:対象業種のうち以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設、データセンター

(食関連分野)食料品、機能性食品など

(先端技術分野)健康、医療 (医薬品、医療機器、バイオなど)

・環境、エネルギー(再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車など)

・その他 (ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材など)

補助要件	補助内容		限度額
・設備投資額(土地を除く)3億円以上 ・札幌圏内に本社、既存重点施設がないこと ・南幌町による設備投資助成が適用されること ・南幌町を除く札幌圏内で既存対象施設の廃止・縮小を行わないこと	新設	重点施設	固定資産税課税標準額 × 10% (土地分を除く)
			※ただし、南幌町による設備投資助成相当額(土地分を除く)まで

※札幌圏～札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町

## 北海道の支援制度

### ■北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成20年4月1日施行) (令和7年4月1日現在)

類型	分野	対象業種(事業) 注1	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注8	新設 増設	助成内容 注9、注10				
						補助額(重点地域特例に該当する場合又は環境配慮型工場等に該当する場合、それぞれ1%を加算) 注11、注12	限度額	通算限度額 注14		
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注2 高機能素材・複合材料関連製造業 注2 半導体関連産業  電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業  新エネルギー供給業 (市町村支援の対象であること)  データセンター事業 (再生可能エネルギー活用型 注3)  基盤技術産業	全道 (札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工業適地を対象とする。)	投資:5億円以上 雇用:20人以上	新設	投資額×10%	15億円 注13	20億円		
					増設	投資額×5%	5億円			
				投資:5億円以上 雇用:20人以上	新設	投資額×10%	10億円 注13	13億円		
					増設	投資額の5%	3億円			
				投資:10億円以上 雇用:1人以上	新設	投資額の5%	1億円	1億5,000万円		
					増設	投資額の2.5%	5,000万円			
				投資:20億円以上 雇用:5人以上	新設	投資額の10%	15億円	20億円		
					増設	投資額の5%	5億円			
				2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円		
					増設	投資額の5%				
発展基盤施設分野		本社機能移転事業	全道 (札幌市を除く。)	設備投資	新設	1億円以上 20人以上	投資額の10%	1億円	—	
					賃借	全道	(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	1年間の賃料の1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	—
				自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円
						増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円	
高度物流関連事業 注4 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く。)	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	5億円	6億5,000万円				
		増設		投資額の5%	1億5,000万円					
類型Ⅱ		・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注4 ・データセンター事業	特別対策地域 注5	2,500万円以上 3人以上	新設・増設	投資額の4%	1億円	3億円		
			うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注6・注7	2,500万円以上 3人以上	新設	投資額の8%				
			地域未来投資促進法適用地域 注6・注7	2,500万円以上 3人以上	新設	投資額の4%				
			工業団地(札幌市を除く。)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。)(札幌市を除く。)	5,000万円以上 3人以上	新設	投資額の8%				
			増設	投資額の4%						

注1 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

2 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業者で、知事が特に必要と認める事業に限る。

(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)

3 再生可能エネルギー活用型データセンターとは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力が、データセンターで消費する電力全体のうち60%以上を占めると知事が認めるもの」をいいます。

4 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。

5 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの適用地域です。

6 札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限ります。

7 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。

8 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。

類型Ⅱにおいては、雇用増の「3人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。

9 他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。

なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

10 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。

11 「重点地域特例」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域であり、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいいます。(本社機能移転事業(賃借)を除く。)

12 「環境配慮型工場等」とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10%以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。(データセンター事業及び本社機能移転事業(賃借)を除く。)

13 下表の上段に掲げる業種(事業)には、雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

14 通算限度額には「環境配慮型工場等」に該当する場合、又は「重点地域特例」に該当する場合の加算額は含まれません。